柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

制定　令和　４年　４月　１日

施行　令和　４年　４月　１日

　（目的）

第１条　この要綱は，ディスポーザ排水処理システムの設置者又は　使用者に対し，ディスポーザ排水処理システムの維持管理その他　必要な事項について指導を行うことにより，公共下水道の機能及　び構造の保全を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それ　ぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) ディスポーザ排水処理システム　ディスポーザ部（生ごみを　　破砕する部位）で破砕した生ごみを含む排水を，排水処理部で　　処理してから公共下水道へ排除する機器の総体であって，公益　　　社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成２５年３月改定版）」に適合し，協会から製品認証を受けたもの。

　(2) 設置者　当該ディスポーザ排水処理システムを設置する者を　　いう。

 (3) 使用者　当該ディスポーザ排水処理システムを使用して下水　　を排除し，維持管理に関して最終的に責任を負う者であり，戸　　建住宅の所有者又は賃借人，賃貸集合住宅の所有者，分譲集合　　住宅の所有者又は管理組合等の代表者をいう。

　(4) 管理組合等　前号の使用者に代わって維持管理を行う者をい　　う。

　(5) 公共下水道　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第　　３号に規定する公共下水道をいう。

　（計画の提出等に関する指導）

第３条　上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は，設置者が，ディスポーザ排水処理システムを設置しようとするときは，当該ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に係る計画（以下「計画」という。）を作成し，柏市下水道条例（昭和４８年柏市条例第３０号）第５条の規定による排水設備の新設等の計画に係る確認の申請を行う日までに当該計画の内容を記載した第１号から第５号までに掲げる書類及び図面に第６号から第１０号までに掲げる書類及び図面を添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

　(1) 維持管理等計画概要書

　(2) 設置場所の案内図

　(3) 建築部配置図

　(4) 排水設備設計図

　(5) 維持管理計画書

　(6) 製品認証を受けた旨の書面の写し

　(7) ディスポーザ排水処理システムに係る仕様書の写し

　(8) ディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る業務委託契　　約書（以下「契約書」という。）の写し又は維持管理業務委託契約確約書

　(9) 承継確約書

　(10) 前各号に掲げるもののほか，管理者が必要と認める書類又は図面

２　前項第８号の維持管理業務委託契約確約書は，設置者がディス　ポーザ排水処理システムの維持管理に係る業務委託契約を締結し　た場合に速やかに契約書の写しを提出することを管理者に確約する旨の書面とする。

３　第１項第９号の承継確約書は，設置者が第６条の規定による説　明を行うことを管理者に確約する旨の書面とする。

４　管理者は，設置者が，計画を変更しようとするときは，あらかじめ計画変更届に第１項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

５　管理者は，設置者が，計画を廃止したときは，速やかに計画廃止届を管理者に提出するよう指導するものとする。

　（設置の完了の報告に関する指導）

第４条　管理者は，設置者が，ディスポーザ排水処理システムの設置の工事を完了したときは，速やかに工事完了届を管理者に提出するよう指導するものとする。

　（維持管理に関する指導）

第５条　管理者は，前条の規定による工事完了届の提出があったとき又は必要があると認めるときは，使用者に対し，次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

 (1) 計画に基づき，ディスポーザ排水処理システムの維持管理を　　適切に行うこと。

 (2) ディスポーザ排水処理システムの維持管理のうち，自らが適　　切に行うことが困難なものについては，当該維持管理を適切に　　行うことができる能力又は資格を有する者（以下「維持管理事　　業者」という。）に委託すること。

 (3) 前号の規定により維持管理事業者にディスポーザ排水処理シ　　ステムの維持管理を委託した場合にあっては，維持管理事業者　　が行った当該維持管理の内容について報告をさせるとともに，　　当該報告があった日から３年間当該報告に係る書類（以下「報　　告書」という。）を保存すること。

２　管理者は，設置者が，第３条第１項各号に掲げる書類及び図面の全部又は一部を管理者に提出していないときは，使用者に対し，速やかに提出されていない書類又は図面を管理者に提出するよう指導するものとする。

３　管理者は，使用者が，計画（ディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る部分に限る。）を変更をしようとするときは，あらかじめ維持管理変更届に第３条第１項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

４　管理者は，公共下水道の機能及び構造の保全を図るため必要があると認めるときは，使用者に対し，報告書の写しを管理者に提出するよう指導するものとする。

　（譲渡の際の説明に関する指導）

第６条　管理者は，使用者が当該ディスポーザ排水処理システムを他の者に譲渡しようとするときは，当該譲渡をする際に，その者に対し前条第１項各号に掲げる事項を遵守することを説明するよう指導するものとする。

　（立入調査等）

第７条　管理者は，ディスポーザ排水処理システムの新設，増設及び改築並びに維持管理について必要と判断したときは，使用者に対して下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１３条に基づく立入調査を行うことができる。

２　使用者は，前項の調査に協力しなければならない。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，管理者が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。